

[記入例]

事例：有害物質貯蔵指定施設2基の設置を届け出る

様式第1（第3条関係）（表面）

~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書~~

令和〇年4月1日

岡山県知事 殿

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇-〇

届出者 〇〇工業株式会社
代表取締役 岡山 〇郎

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇工業株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇丁目〇〇-〇	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	—	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☐	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

[記入例]

様式第 1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☒ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

[記入例]

別 紙（県様式）

届 出 事 項 内 容

事 業 場 名 ： **〇〇工業株式会社 〇〇工場**

担当者氏名 ： **〇〇部〇〇課 〇田〇郎**

（電話） **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

届出の概要

有害物質貯蔵指定施設 2 基を設置する。

なお、当事業場は雨水等を含め、水は全量下水道へ排水している。

事	項	添付の有無
特定施設の構造	別紙 1	有： ☐ 無： ☐
特定施設の設備	別紙 1 の 2	有： ☐ 無： ☐
特定施設の使用の方法	別紙 2	有： ☐ 無： ☐
汚水等の処理の方法	別紙 3	有： ☐ 無： ☐
排出水の汚染状態及び量	別紙 4	有： ☐ 無： ☐
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙 5	有： ☐ 無： ☐
用水及び排水の系統	別紙 6	有： ☐ 無： ☐
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造	別紙 12	☒ 有： ☐ 無： ☐
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備	別紙 13	☒ 有： ☐ 無： ☐
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法	別紙 14	☒ 有： ☐ 無： ☐
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）	別紙 15	☒ 有： ☐ 無： ☐
工程別排水系統図	添付資料	有： ☐ 無： ☐
特定排水、冷却水等の総括表	添付資料	有： ☐ 無： ☐
特定事業場内排水経路図	添付資料	有： ☐ 無： ☐
有害物質貯蔵指定事業場内有害物質搬入出系統図	添付資料	☒ 有： ☐ 無： ☐
総量規制基準総括表	添付資料	有： ☐ 無： ☐
特定事業場（有害物質貯蔵指定事業場）の周辺見取図	添付資料	☒ 有： ☐ 無： ☐
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造図	添付資料	☒ 有： ☐ 無： ☐
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の配置図	添付資料	☒ 有： ☐ 無： ☐
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の管理要領	添付資料	☒ 有： ☐ 無： ☐
汚水処理施設の設計計算書	添付資料	有： ☐ 無： ☐
汚水処理施設の構造図	添付資料	有： ☐ 無： ☐
その他（ 操業の系統図 ）	添付資料	☒ 有： ☐ 無： ☐
その他（ 構造基準等対応総括表 ）		☒ 有： ☐ 無： ☐

添付のないものは、前回の届出（ 年 月 日付け）と同じである。

[記入例]

別紙 12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	めっき溶液保管タンク (〇〇〇社製 YA-B1)	廃液貯蔵タンク (〇〇〇社製 YA-B1)
構 造	ステンレス製 (構造図は添付資料 1 のとおり)	ステンレス製 (構造図は添付資料 1 のとおり)
主 要 寸 法	2m×2m×1.5m×1基	2m×2m×1.5m×1基
能 力	保管容量 1,000L	保管容量 1,000L
配 置	メッキ工場棟隣地 (配置は添付資料 2 のとおり)	メッキ工場棟隣地 (配置は添付資料 2 のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面:コンクリート製 厚さ100mm 周囲:側溝及びためますを設け、流出を防止 側溝:コンクリート製 厚さ100mm 幅300mm×深さ200mm×長さ10m ためます:コンクリート製 厚さ100mm 縦500mm×横500mm×深さ400mm ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面:コンクリート製 厚さ100mm 周囲:側溝及びためますを設け、流出を防止 側溝:コンクリート製 厚さ100mm 幅300mm×深さ200mm×長さ10m ためます:コンクリート製 厚さ100mm 縦500mm×横500mm×深さ400mm
設 置 年 月 日	—	—
工事着手予定年月日	令和〇年 8 月 1 日	令和〇年 8 月 1 日
工事完成予定年月日	令和〇年 1 0 月 1 日	令和〇年 1 0 月 1 日
使用開始予定年月日	令和〇年 1 0 月 1 日	令和〇年 1 0 月 1 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要器械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨を記載すること。
※有害物質使用特定施設の場合には、別紙 1～6 の書き方を参考とすること（以下同様）。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、地下配管（埋設）、漏えい検知設備、バルブ類、フランジ類、ポンプ設備	地上配管
構造	配管 ステンレス製 漏えい検知設備 1台 バルブ類 1箇所 フランジ類 2箇所 ポンプ設備 1台 (構造図は添付資料3のとおり)	
主要寸法	地上配管 直径100mm×長さ15m 地下配管（埋設） 直径100mm×5m	
配置	めっき工場棟隣地 (配置は添付資料2のとおり)	
設置年月日	—	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇年8月1日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和〇年10月1日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇年10月1日	年 月 日
その他参考となるべき事項	配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

- ・「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
- ・「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨を記載すること。
- ・「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
- ・「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
- ・有害物質を含む水が流れない場合は、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨を記載すること。

[記入例]

別紙14

~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所	めっき工場棟隣地 (配置は添付資料2のとおり)	めっき工場棟隣地 (配置は添付資料2のとおり)
操 業 の 系 統	めっき溶液を保管する (工程は添付資料5のとおり)	廃液を保管する (工程は添付資料5のとおり)
使 用 時 間 間 隔	断続 2週間に1回	断続 1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	15分/回
使用の季節的変動	6月中旬～7月中旬: 100%稼働 12月中旬～1月中旬: 30%稼働 そ の 他: 70%稼働	6月中旬～7月中旬: 100%稼働 12月中旬～1月中旬: 30%稼働 そ の 他: 70%稼働
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	-	-
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	六価クロム	六価クロム
その他参考となるべき事項		六価クロムを含む廃液は2週間に1回の頻度で、特別管理産業廃棄物として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

【有害物質使用特定施設の場合】

その他参考となるべき事項の欄には、製造・使用等している有害物質の種類（届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため）。を記載すること。

なお、使用している有害物質が、原材料の欄に記載されている場合は改めて記載する必要はない。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	搬入：運搬車両からめっき溶液を保管タンク（A-1）に移す 2週間に1回搬入する 作業時間は1時間程度 搬出：保管タンクからめっき溶液を保管（地上、地下）により電気めっき施設に断続供給する 溶液は1日に1回100Lを入れ替える 作業時間は15分程度 廃液は貯蔵タンク（A-2）で保管し、産業廃棄物処理業者により2週間に1回搬出する 凡例 → 運搬車両搬入出 ⇔ 地上配管 ⇔ 地下配管（埋設） ⋯ 排水溝 ○ 漏えい検知設備 排水量 通常（最大）（m³/日）		
用途別用水量	用 途	使 用 水	用水使用量(m³/日)
	めっき等工程	上水道	2

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。